

意見交換会実施結果報告書 様式2

番号	24-05
案件名	中野区社会的養育推進計画（素案）について

1 意見交換会の実施状況（自治基本条例第14条の規定に基づき実施したもの）

(1) 実施概要

合計実施回数	7回
合計参加人数	79人

No.	日時	会場	参加人数	区側出席者（職名）
1	12月10日（火） 19時～20時30分	オンライン	2人	子ども政策担当課長、子育て支援課長、すこやか福祉センター調整担当課長、幼児施設整備担当課長
2	12月11日（水） 10時～12時	上高田児童館	8人	子ども政策担当課長
3	12月11日（水） 14時～17時	上高田児童館	25人	子ども政策担当課長
4	12月13日（金） 16時～19時	中野東図書館 ティーンズルーム	8 （大人 2人含 む）	児童相談所副所長
5	12月15日（日） 10時～11時30分	中野区役所	6人	子ども政策担当課長、子育て支援課長、すこやか福祉センター調整担当課長、保育園・幼稚園課長、児童相談所副所長
6	12月18日（水） 10時～12時	南中野児童館	12人	児童相談所副所長
7	12月18日（水） 15時～18時	南中野児童館	18人	児児童相談所副所長

※1 乳幼児親子を対象とし、オープンハウス形式（意見交換会の時間内において、都合の良い時間に参加できる形式）で実施。

※2 子どもを対象とし、分かりやすい資料を用いて説明を行い、オープンハウス形式で実施。

●配付書類

<ul style="list-style-type: none"> ・中野区社会的養育推進計画（素案） ・計画説明資料（子ども向け）

●特記事項（子ども向けの意見交換会を実施した場合には、その旨を記載）

<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児親子向け、子ども向け意見交換会を実施 ・「中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)（素案）」に対する意見交換会との合同開催にて実施

(2) 意見交換会における意見・質疑の概要と区の見解・回答 ※1

合計意見数	94 件
-------	------

※ 合計意見数には、電子メール等により寄せられた個別意見及び団体等の意見を含む。

意見・質疑の概要等は別紙2-1「計画（素案）に対する主な意見の概要及びそれに対する区
の考え方」のとおり。

(3) 意見交換会における意見により変更した箇所とその理由

意見交換会での意見の主旨を踏まえ、記述を見直した。

変更した箇所は、別紙2-2「計画（素案）から計画（案）への主な変更点」のとおり。

2 その他の参加の手続き実施状況（個別意見の提出、団体等との意見交換等）

あり

※なしを選択した場合は、以下記入不要。

(1) 個別意見の提出

種 別	意見数
窓口	0 件
電子メール	0 件
電子申請(Logo フォーム)	5 件
ファクス	0 件
電話	0 件
郵送	0 件
計	5 件

(2) 団体等との意見交換の実施状況

合計実施回数	2 回
合計参加人数	20 人

児童福祉審議会（子どもの権利擁護部会・里親認定部会（各部会とも当事者臨時委員含む）、里親委託等推進委員会において意見聴取を実施した。

各1回 参加委員数 20人

(3) 個別意見の提出、団体等との意見交換等に関する特記事項

個別意見及び団体等の意見については、別紙2-1に含む

計画(素案)に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

NO	意見の概要	区の考え方
第1章 社会的養育推進計画の基本的な考え方		
1	区内の児童数や、代替養育が必要な児童数について、全国的に子どもの数が減ったとしても中野区は再開発でマンションが建ったりするため、全国的な少子化とまた少し違いかも知れない。区の特徴で見通しを立てるのが良いと思う。	3ページに記載の児童人口については、再開発等も踏まえて推計されている。代替養育が必要な児童数についても、区の特徴を考慮しながら、見通しを立てていく。
2	計画では代替養育が必要な児童数が増えると想定している。ショートステイの活用等で保護せず、親子分離を防いだ調整ができる。そこを引けば代替養育が必要な子は減るのではないか。	区では適時、適切な一時保護を行い、子ども・家庭の状況に応じて代替養育につなげているため、これ以上の潜在需要は見込んでいない。また、家庭復帰や自立による退所等の児童数は実績に応じて一定数見込まれる。それらを加味し、代替養育が必要な児童数に関しては、最低限の増加数としている。ショートステイの活用は重要であり、児童相談所開設以来、積極的に活用を図っているところである。
3	社会的養護当事者対象でも意見交換会ができると良い。(※)	今回の計画策定時に限らず、社会的養護当事者の意見を聴き、区の児童福祉行政に活かしていく。
第2章 当事者である子どもの権利擁護の取組		
方向性		
4	措置の際に説明をされていない子が多い。自分たちの権利についても子どもたちは知らない。知るという権利が子どもたちにはある。子どもが権利の主体だと伝えてほしい。	子どもへの説明の際には、子どもが権利の主体であることが伝わるようにしている。その点が明確となるよう記載を追記する。
5	子どもの話を聞く場面において、優しく、話やすく、思いやりがあって、何でも受け止めてくれる人が相談に乗ってくれれば安心できる。話を最後まで聞いてくれ、助けてくれる人がいると良い。優しいおじいちゃんとかおばあちゃんとか。年配の人は寛容そうなイメージなので相談できそう。(※)	子どもが期待する話を聴く大人の姿勢について、研修等を通じて理解し、意識できるようにしていく。
6	大人に相手にされないことが多い。自分の言った好きなこととか食べ物とか、細かいことを覚えててくれると自分のことを考えてくれているなどと思って、嬉しいし安心する。そういう人は忘れない。同じ経験をしている人がいたら安心できる。(※)	子どもが期待する話を聴く大人の姿勢について、研修等を通じて理解し、意識できるようにしていく。
具体的な取組		
1 子どもへの意見聴取等措置		
7	メールや手紙、電話など、対面以外の方法は気持ちを伝えられる。(※)	対面で話しにくいという子どもに対しては、必要に応じて、子どもが気持ちを伝えやすい方法で対応していく。
8	子どものころ一時保護を経験した知り合いから、何も説明のないまま突然保護をされ、不安だったと聞いた。現状はどうなのか、変わらないのであれば改善してほしい。	子どもにとって、日常生活から分離をされるのは負担の大きいことであると認識している。現在は、法改正も踏まえ、一時保護について必ず子どもに説明し意見を聴いている。
9	子どもの処遇を決定する場面において、大人に合わせて、意見を言う子もいる。最終的に自分が言ってしまったからと思う子もいる。決定の責任は大人が負うよとちゃんと説明してほしい。意見に悩むことや意見を言わないことも、子どもの権利だと伝える必要がある。	8ページに記載のとおり、子どもの意見聴取の経過等については、確実に記録し、意見聴取に至った背景も踏まえて、児童相談所が責任をもって援助方針を決定することを子どもにも分かりやすく説明していく。意見に悩むことや意見を言わないことも子どもの権利であることを伝えていく。
2 意見表明等支援事業		
10	一時保護所に入った子に対して、意見表明等支援事業が入っている。児童養護施設では意見表明に取り組んでいる施設とそうでない施設がある。一時保護所で意見表明等支援事業を利用した子が施設に行った時、ギャップを少なくできたら良いと思う。	一時保護中の対応を施設側にも丁寧に伝える等、子どもにとってギャップがないように連携を図っていく。

NO	意見の概要	区の考え方
3 児童福祉審議会を活用した子どもの権利救済		
11	子どもと児童相談所がうまくいっていないケースも出てくる。そういった場面で、子どもの権利を保障できるのか。福祉職が子どもの意見をもとに動けるのかが気になる。	必要に応じて、子ども代理人制度につなげていくことも想定している。児童福祉審議会にも相談しながら対応していく。
第3章 妊娠期からトータルな子ども・家庭支援体制の構築		
1 妊娠期からトータルな子ども・家庭相談体制		
方向性		
12	社会的養育推進計画を見て改めて、児童虐待通告などによる児童相談所のかかわりに至る前に、その手前の支援が必要だと感じた。	すこやか福祉センターなど地域支援を中心に担う機関と児童相談所の連携を強化し、虐待の未然防止等の取り組みを進めていく。
具体的な取組		
(1) 子ども・家庭相談体制の整備		
13	すこやか福祉センターが担っている役割が肥大化している。児童館が地域子育て相談機関として位置付けられる際に、ソーシャルワーカーとの連携ができるような仕組みが必要になる。9か所の児童館で、ケースの把握や児童相談所やすこやか福祉センターとの連携を認識できる職員を培うことが必要。	すこやか福祉センターは、保健福祉の総合相談窓口として妊産婦、こども・子育て世代、高齢者、障害者などを対象に包括的に幅広く業務をやっている。加えてこども家庭センターとしても位置づけられた。そこを踏まえて体制をつくるのが課題となっている。各基幹型児童館に、子育てに関する専門知識を持つ利用者支援専門員（会計年度任用職員）を1名配置し、こども家庭センターとの連携体制を構築していく。
14	すこやか福祉センターへの相談は平日、日中に出向いたり、タイミングを合わせて電話対応する必要がある。働いていると利用、相談にも至らないケースが多いのではないかと。オンライン・非同期で相談することはできないか。あるいはすこやか福祉センターで親子や子ども向けのオープンなイベントを開催している団体（町会や区公益助成先等）が利用しやすくすること等、気軽に来館する接点が増えれば少し相談しやすくなるのではないかと。	すこやか福祉センターでは、メールやオンラインでの相談も実施しており、可能な限り相談者のニーズに合わせ対応を行っている。地域団体のイベント開催等については、現状では施設の都合上厳しい部分がある。今後も地域の相談窓口としてのすこやか福祉センターの周知を図っていく。
15	すこやかセンターは保護者からだと相談のハードルが高い。子どももあまり行く機会がない。困っている人は自分でSOSを出しにくいのはハードルが高く、より日常的なところで接する人のつながりが有効ではないかと。乳幼児向けには保育園、小学生以降はスポーツプラザ・児童館・図書館等に巡回曜日を設ける等身近な場所で子ども・保護者・職員の方が日常的に相談できるよう検討いただけないかと。	全ての子育て世帯や子どもが、より身近な場所で相談できるよう、基幹型児童館9館を地域子育て相談機関として位置づけることとした。
16	地域子育て相談機関として、児童館を新たに位置付けている。地域の保育園や小児科医療機関等も相談拠点として位置付けられると良い。	全ての子育て世帯や子どもが、より身近に相談することのできる場所として、まずは児童館を地域子育て相談機関として位置付けて、その役割を構築していく。
17	地域子育て相談機関として児童館を新たに位置付けている。専門の相談員の配置を考える必要がある。	各基幹型児童館に、子育てに関する専門知識を持つ利用者支援専門員（会計年度任用職員）を1名配置する予定である。
18	すこやか福祉センターと子ども・若者支援センターの進行管理会議はどこが主催しているのかわかりにくい。主体がどこになるのか明確に示し、連携がうまくいくことがイメージできると良い。	子ども・若者相談課が要保護児童対策地域協議会の調整機関であり、会議を主催している。その点がわかるよう記載を追記する。
19	住所地や学校の学区等の関係で、児童館、すこやか福祉センターそれぞれの担当が別地域になり、非常にややこしく、相談しにくい。相談しても「うちではない」とたらい回しにされる。それなら住所地と学区は同じにしたい。	現行の相談機関の担当区域については、管轄人口等の調整を行って現行の対応をしているため、早急な変更は考えていない。管轄外の関係機関で受けた相談を丁寧に、管轄の相談機関に繋げられるよう区内で連携を行っていく。

NO	意見の概要	区の考え方
20	すこやか福祉センターで受けている養育相談・支援を、児童相談所につなげるグレーゾーンが一番難しい支援である。進行管理会議等で「これは児童相談所に引き継いだ方がよい」などの調整をしっかりと行うことが重要である。	区が児童相談所を設置した後も、すこやか福祉センターは従前の保健福祉の総合窓口として（令和6年度からはこども家庭支援センター）地域に展開している。進行管理会議等により定期的及び随時に支援状況を児童相談所と共有し、互いの専門性を生かした支援を連携して実現していく。
21	地域の相談窓口として、様々な支援があることを発信し、わかりやすくしていくことが必要。人とのつながり「この人がいるからやってみよう」「このひとだったら相談できる」「話してみよう」顔が見える関係性が大事だと思う。	今後も地域に根差した相談窓口としてのすこやか福祉センターの周知を図っていく。相談時には、対象者との十分な信頼関係を構築できるようにしていく。
評価指標と目標値		
子ども・家庭相談体制		
22	こども家庭センターのサポートプラン策定の目標値が100%となっている。100%を目指す必要はないと思う。伴走型のセルフプランを支援が必要になったタイミングでサポートプランに切り替えるのが良いのではないか。	こども家庭センターが関わる妊産婦・子ども及びその家庭に対し、漏れのない適切な支援を実施するために、全ての対象者と支援内容を協働・共有したサポートプランの作成が求められる。
2 子どもの養育を支えるサービス		
具体的な取組		
(1)養育支援サービスの整備		
23	ひとり親の支援では、母子生活支援施設の役割が重要である。また、母子家庭だけでなく、父子家庭の支援についても体制を整えて施設を活用できると良い。	母子生活支援施設の役割の重要性は認識していることから、地域におけるひとり親家庭支援の拠点として、引き続き適切な運営を行ってまいりたい。また、父子家庭のみを対象とした施設、事業は実施していないが、父子家庭を含むひとり親家庭等からの相談を母子・父子自立支援員がお受けし、必要に応じて活用可能な事業をご案内するなどの対応を図っているところである。
24	児童養護施設等から家庭復帰する際の地域の支援体制について記載があると良い。	5章の子どものパーマネンシー保障の考え方に基づく支援の部分に、家庭引き取り後の関係機関の連携について記載を修正する。
第4章 子どもの権利をまもる一時保護の取組		
1 一時保護の体制整備		
25	子どものころ一時保護を経験した知り合いから、保護所の環境も「独房」のような生活で不安だったと聞いたことがある。現状はどうか、変わらないのであれば改善してほしい。	生活の場所についても、できるだけ家庭と同様の環境を整えたり、個々の状況に応じた支援が行えるようにしている。また、不安を減らすため、一時保護直後に所内の生活の場面を動画で見てもらう等の工夫も行っている。
26	一時保護所は料金はかからないのか。（※）	一時保護所は料金はかからない。
27	一時保護所で読書や工作をしたい。図書室があると良い。中で毎日友達と遊べてゲームができて、ゲームがダウンロードできると良い。スポーツやキャッチボールできると良い。ゲームやタブレットを使えるのは安心、楽しそうと思った。イベントを開いてほしい。ごろごろできる広い場所があるといい。庭があるといい（ジャングルジム、鉄棒があるといい）（※）	読書・ゲーム・スポーツ・季節の行事を行ったり、運動ができる広めのスペースや中庭等を配置するなど、子どもが余暇を楽しく過ごせる工夫をしている。子どもにとって必要な物品の配備を行うことについて記載を追記する。
28	生活の場に明かりがたくさんあって、明るい場所であってほしい。大人が見回りなどして、安心できる場所であってほしい。（写真を見て）これだけのものがそろっていれば大丈夫。保護所にいろいろなスペースがあってよかった。いやな気持ちがある人も安心して過ごせることで、いやな気持ちがなくなるかもしれない。（※）	例えば食堂などは家庭的な雰囲気を作るため天井からの灯りに加え、ペンダントライトをつけており、明るい印象を持ってもらえるよう配慮している。児童同士の話し合いで希望の物品を購入することもあり、職員は子ども達の嫌な気持ちが少しでも減るように受け止めている。引き続き、子どもたちが安心して過ごせる場所となるよう努めていく。
29	1人で過ごせて、1人の時間がある。時には、みんなと遊ぶことができる環境だとうれしい。（※）	その時々のお気持ちに応じて、居室で1人で過ごすこともリビング等でみんなと遊ぶこともできる環境を作っている。
30	区が一時保護所を作ったことに驚いた。入っている児童の年齢の幅はどうか。また、どういった人が働いているか。	中野区の一時的保護所は、幼児から高校生まで対象となっていて、2歳未満の場合には乳児院に一時保護委託している。児童指導員などの専門職員が24時間365日体制で勤務している。

NO	意見の概要	区の考え方
2 一時保護における子どもの権利をまもる取組		
31	信頼できる大人や友達がいると安心できる。ごはんがちゃんと食べられる。虐待されない。不安がない。家族と離れて怖かったり不安だと思うので、相談ルームとか話を聴いてくれる場所や時間があるといい。(※)	一時保護所の職員が「安心できる大人」として関わっている。温かい食事と楽しく遊べる環境としっかり休息が取れるように配慮しており、不安な場合には職員に相談できる時間とスペースを用意している。引き続き、子どもたちが安心できる場所となるよう努めていく。
32	子どもの国際化に対し、区はどのように対応しているか。一時保護所について、ハラル対応や多言語対応できるような支援があれば良いと感じる。	ハラルについては、必要に応じ一時保護所の入所時に児童や保護者と確認している。多言語については全てには対応できないが、筆談を利用する等、児童が安心して過ごせる環境を個別に相談しながら対応している。
33	子どもを預かる施設などは、子どもの発達に応じた食事やアレルギー対応を丁寧にやってほしい。	アレルギー対応や子どもの発達に応じた食事については、丁寧に確認し安全に食事ができるように配慮している。食事量も年齢や学年に応じた量を提供し、おかわりも出来るよう配慮している。
34	学校に通えるなら、友達との連絡手段としてスマホが使えると良い。一時保護所も楽しいと思うが、登校した時に一時保護所にいることを知られたくないので、一時保護所は行きたくない気持ちになる。同級生とは家の話になってしまうので、引け目を感じて楽しくなくなる。そうなるとストレスになるので、無理に登校しなくていいと思う。(※)	様々な事情で一時保護所に来る子どもがいるため、一時保護所の場所は秘匿にしている。そのため、一時保護所内において友達との連絡手段として私物のスマートフォンを使用することは難しい。一時保護所から登校するかしないかは何よりも本人の意志を尊重して決定している。登校時に保護されていることは知られないように配慮をしているが、登校することにストレスを感じた時は、登校を中断することもある。登校しなくても一時保護所で学習の時間を確保して勉強等ができるようにしている。
35	先が見えないのは不安。どうなっていくのか自分でも目安がわかるといい。(※)	一時保護中には担当の児童福祉司や児童心理司と面接を重ね、できる限り今後の見通しを伝えるようにしている。引き続き、自分の状況やこの先のことについて、しっかりと大人から話ができるように対応していく。
36	一般的に、一時保護所のルールは説明が足りていないように思う。なぜ、そのルールが必要なのか子どもの疑問に答えられていない。(※)	「子どもに説明のつかないルールは適用しないこと」を原則として、子どもの疑問にはすぐ応えられるような最低限のルール設定にしている。また、一時保護所に入所時に動画等も利用しながら、子どもたちに説明を行っている。一時保護所がより良くなるための方法や考え方を子どもと大人が話し合う場として、「いちほ会議」を実施している。
第5章 子どものパーマネンシー保障の考え方に基づく支援		
方向性		
37	家ではないところで生活する子どもについて、寮みたいなところで暮らしているイメージだった。両親のもとで暮らせない子が幸せに暮らしたら良いなと思った。(※)	家庭で暮らせない子どもにとっても、家庭的で安心して幸せに暮らせるような生活の環境を整えていく。
38	動画やSNS等で施設や里親の認知度が上がった方が良い。認知度が上がることで、変にかわいそうと思われなくなり、施設や里親で生活している子が暮らしやすくなる。社会の雰囲気が変わり、相談する人も増えるし、預ける抵抗も少なくなる。	施設や里親の認知度が上がることで施設や里親で暮らす子どもに対する印象や、保護者の里親への認識が変わってくることは期待できる。制度を知ってもらう効果的な方法について検討していく。
39	家族と離れて暮らすことがあっても怖くないようにするのはとってもいいと思う。その上で学校や保育園、幼稚園に行けるともっといい。その施設でクラスを分けドリルなどをするのもいいと思う。(※)	家族と離れて暮らす場合は、子どもが安心して生活できることをしっかりと考えて、生活できる場所について、決めている。また、保育園や幼稚園等、家庭と同じ環境で生活ができるように支援をしていく。
40	児童相談所がかかわる子たちが、他の家庭と同じように学習支援や娯楽を楽しめる環境があるといいと感じた。	施設や里親家庭で生活している子どもが、家庭と同じように学習環境を整えられるよう、施設や里親宅に支払われる措置費で対応できるようにしている。娯楽に関しても、各施設や里親家庭でそれぞれ検討をして対応をしている。

NO	意見の概要	区の考え方
41	<p>里親委託解除の際のパーマネンシー保障をどうするのか。 解除の際に、里親・里子ともに委託していた際の情報を処分するように指導される場合があると聞いている。 これでは、子どもが受け取るメッセージとして「自分は社会に存在してはいけない」と感じてしまう。こうした対応ではなく、育てた人が「小さいときこうだったよ」と語れる状況を作らないといけないと思う。</p>	<p>必要に応じて生活の場所の変更が行われる場合においても、子どもと一緒に生活した人との経験から分離されることがないように配慮していく。</p>
<p>具体的な取組</p>		
<p>1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築</p>		
42	<p>里親に行くときは、場所や家族構成などを教えてもらいたい。そして、子どもの意見を聴いてほしい。(※)</p>	<p>里親については、できるだけ里親家庭の状況を子どもに伝え、子ども自身に考えて意見をもらえるように対応していく。 その点が明確になるよう記載を追記する。</p>
43	<p>施設の方が子どもがたくさんいるから安心できる。施設の方が他の子どもがいて楽しそう。(※)</p>	<p>子どもが家庭から離れて施設で生活することになった場合には、施設について説明をしっかりと行い、安心して施設での生活に進めるように対応をしていく。 その点が明確になるよう記載を追記する。</p>
44	<p>里親の方が子どもの事を良く見てもらえる感じがする。里親家庭はいつも大人が近くにいてくれて安心。話ができそう。(※)</p>	<p>子どもが里親宅の生活を希望した場合に、里親宅での生活ができるよう環境を整えていく。</p>
45	<p>里親とか施設って、子どもが決められるのか。施設や里親について、自分で選べると良い。(※)</p>	<p>8ページに記載のとおり、援助方針を決定する際は、まず子どもの意見や希望を確認したうえで、子どもにとって最善の方法を検討する。 その点が明確になるよう記載を追記する。</p>
46	<p>里親と里子ではうまくいかない人もいると思うので、拒否権があつていいと思う。子どもの意見を聴くことは大事だと思う。(※)</p>	<p>里親委託を進めるにあたっては、子どもの意見をしっかりと聴き、里親との交流を進めていく。 その点が明確になるよう記載を追記する。</p>
47	<p>それぞれの子どもが暮らす施設や里親によって職員や里親の対応が違い、関わる大人によって子どもの生活がどうなるか決まってしまう。(※)</p>	<p>施設や里親での生活については、子どもの意見や希望を聴きながら、児童相談所も含めて皆で話し合っ決めていく。施設や里親での生活の中で困ったことや不安なことがある場合には児童福祉司や児童心理司が話を聴いたり、アドボケイトが話を聴いたりする環境を整えている。</p>
48	<p>親の同意や子どもの意見聴取を考えると、3歳未満の里親委託率80%というのは現実的ではないのではないかと。子どもの意向が考慮されていないのではないかと。</p>	<p>3歳未満は家庭復帰が主であり、難しい場合に里親委託を優先としており、一定の委託率は確保できると考えている。 本人の意向に反して里親委託を行うことはない。</p>
49	<p>親とか里親が子どものことを決めるのではなく、子どもが決めるようになってほしい。子どもにどうしたいか聞いてほしい。里親へのマッチングを進めるの大変だと思うが、子どもの気持ち大切にしてほしい。子どもには小さいうちから自分の気持ちを大切にしてほしい。(※)</p>	<p>子どもの意見については、しっかりと確認をするようにしている。里親とのマッチングに関しても、マッチングの際の子どもへの気持ちをしっかりと確認して進めていけるようにしている。 その点が明確になるよう記載を追記する。</p>
50	<p>子どもを預かる人が、子育て経験が豊富であったり、子どもの支援に関する資格を持っている人だと安心できる。</p>	<p>里親の認定や登録においては、しっかりとした調査や面接を行って進めていく。養育経験がある里親への委託が必要な子どももいるが、養育経験のない里親でも子どもにとって安心のできる養育環境を整える支援ができるよう、児童相談所やフォスタリング機関でフォロー体制を整えていく。</p>
51	<p>子どもに関わる福祉職、相談員の任期を長くしても良いかもしれない。</p>	<p>子どもの相談にかかわる職員も一定期間で異動することはやむを得ないが、担当者変更がある場合にはしっかりと引継ぎが行えるようにしていく。</p>
52	<p>所内の里親委託候補児童の進捗サポートは具体的にどのようなことを行うのか。 施設に入所している子どもでも里親への措置変更を検討したいが「児相が動いてくれなくて」というケースがある。子どもも里親のところに行きたいと言っているが進まない。全体としては子ども担当のところまで話が止まって児相として把握していない状況がある。</p>	<p>組織として定期的な会議を設け、担当者からケースの状況報告を受けている。その中で里親委託を進めることが適当なケースについて把握するとともに、経験のある職員が担当者の取組をバックアップする体制を整備しており、今後も強化していく。</p>

NO	意見の概要	区の考え方
2 親子関係再構築に向けた取組		
53	仮に子どもと離れて暮らさなければならない場合には、子どもの様子をきめ細かく知らせてほしいし、いつでも会いに行ける状況であると安心できる。	子どもの状況や家庭の状況によって頻繁に会うということは難しいかもしれないが、子どもにとっても保護者にとって良い交流の進め方をしていきたい。また、頻繁に会えないとしても、子どもの状況はしっかりと報告をできるように対応する。
54	家族と離れて暮らす場合どこで預かってもらうのか。おばあちゃん、おじいちゃんの家だとしたらおばあちゃんやおじいちゃんが亡くなっている子たちは、どうするのか。(※)	家族と離れて暮らす場合は、祖父母等、親族の家で暮らすことについても家族、子どもと一緒に考える。それが難しい場合は、施設や里親家庭での生活を一緒に検討していく。
3 特別養子縁組等の推進のための取組		
55	里親委託推進していく数を追い求めると、質や大事な部分が抜けおちてしまう。	里親委託推進については、数ではなく、子どもにとって必要な里親委託を推進していく。
第6章 里親委託の推進に向けた取組		
1 里親委託の子ども数、里親登録数の見込み等		
(1) 里親委託が必要な子ども数の見込み		
里親委託推進の考え方と目標(里親委託率)		
56	社会的養護が必要な子は何がなんでも里親第一ということではなく、一人一人に適した社会的養護の場を検討してほしい。3歳未満が80%というのは高いと思った。委託率を上げようと思ったら実親の理解をどうやって得ていくか検討してほしい。里親と実親が直接交流できたら実親も納得できると思う。	里親委託に関しては委託数を増やすために進めるのではなく、子どもの状態、家庭の状況に応じて家庭的な養育環境での生活という部分を考えて進めていく。実親についても、家庭引き取りまでに家庭的な養育環境の提供をする場として、里親についての理解を促せるよう対応していく。
57	区の社会的養護の現状と未来の計画を一緒に考えられる機会は貴重。中野区なら里親になっていいか等、区としてのブランド力も必要になる。	区で児童相談所を設置したことにより、ケースの状況や特色等が見えてきた現状がある。里親登録の促進についても、区の特色を活かした進め方をしていく。
(2) 確保が必要な里親数の見込み		
目標(里親数・里親登録率・里親稼働率)		
58	里親が良いと思う子がいるのに、受け皿がないという部分はなくしていけると良い。稼働率が高くても、子どもに必要な里親に繋がられない。稼働率を上げることがを目標にしない方が良い。	里親の稼働率を上げていくのではなく、まずは登録率を上げていくという部分を区としての第一の目標にしたい。
2 里親養育の包括的な支援体制の構築に向けた取組		
現状と課題		
59	里親制度について聞いたことはあるが内容はよく分からない。何となく子どもが欲しくてもできない家庭が里子を迎えるイメージはあるが、どういった人が里親になっているのか。	養子縁組を前提とした里親のほか、そうではない養育里親もある。里親家庭は子どもがいない家庭や育てがひと段落した家庭、子育て中の家庭など、家庭の状況は様々である。里子の養育については費用が区から支払われるので、経済的な支援も受けられる。
方向性		
60	子どもが出来ない時期が長く、里親になることを考えたこともある。もっと里親のことが認知されると良いと感じる。	説明会や里親当事者の体験発表会等を行っている。そういった機会を増やすこと、機会があることを知ってもらえるよう対応していく。
61	里親登録数を増やすとあるが、具体的にはどのように増やすか。	これまでも支援機関と一緒に様々なPRをしてきている。まずは里親のことを知ってもらう取組から始めた結果、以前に比べると相談から登録に結びつく家庭が増えている。さらに地域ごとにターゲットを絞りながら、フォスタリング機関の力も借りてPRを進めていく。
62	里親を増やすために関係機関に働きかけるという文章があったが、学校に行っている子どもたちに対して里子に対する理解を増やすことを入れてはどうか。先生方への理解を促すことは書いてあったが、出前授業を行うとか、他区で行っていて良かった。学童や生徒へのはたらきかけも入れた方が良い。先生に理解してもらい、そこから保護者へ広げられたら良い。	保護者向けの説明会について一部ではあるが、区内小学校と連携をして行っている。今後はフォスタリング機関とも連携し、保護者向けの説明会の拡充や子ども向けの説明会の実施等を検討していく。その点が明確になるよう記載を追記する。

NO	意見の概要	区の考え方
63	地域の関係機関としては、どの家庭が里親家庭かわからない部分がある。相談を受けて、はじめて里親家庭だとわかるケースも多いため、事前に地域として情報を把握し、見守りを行う体制を整える必要がある。	里親委託を進めるにあたっては学校や保育園、医療機関等、地域の関係機関との顔合わせやケース会議等で地域の見守り体制について地域と連携をとっていけるように対応していく。
64	里親よりも実親の説得のハードルが少し下がるファミリーホームの推進や整備について記載をしても良いのではないか。	ファミリーホームに関しては認定の要件もあるため、積極的な推進や整備については記載していない。必要に応じて、対応をしていく。
65	養子縁組里親で委託が進まないため、養育里親にも登録するという里親も多い。養育里親は養子縁組里親の代わりではない。養育里親という役割を理解してもらい、家庭引き取りを目指せる里親を増やすことが必要。また、養育里親は実親とも一緒に共同で養育をするんだよという部分を実親に説明できると、里親の利用につながるのではないか。	養育里親の登録過程では、養育里親の仕組みや役割について里親や実親に丁寧に伝えて、理解を促進していく。
66	不適応による措置変更につながらないよう、丁寧なマッチングを進めてほしい。	マッチングに関しては、子どもの意向や状況、里親家庭の状況を丁寧に確認しながら進めていく。
67	里親家庭になるための研修を実施しているとのことだったが、里親になった後のチェック体制(こどもへのヒアリングなど)はあるのか。里親委託後の生活をフォローできるといいのではと思った。	里親委託後も継続的に研修を実施するほか、家庭状況等をしっかりと把握していく。こどもへのヒアリングについては、担当児童福祉司及び児童心理司による定期的な面接のほか、意見表明等支援員による面接も実施している。
68	不調による措置変更をなくしていくことをどのようにとらえているか。施設から里親、里親から施設など、子どもの気持ちで動いていくことが重要だと思っている。里親が「もう無理だ」と思って施設に行っても、「やっぱり里親がよかった」という気持ちになったときにどうするのか、子どもが選べるようになると良い。	不調による措置変更は、里親・里子にとって大きな負担になると認識している。不調に至る前のサポートが重要と考えており、定期的なアセスメント、きめ細かい状況把握、フォスタリング機関と連携した一貫した支援を展開していく。里親委託又は施設入所後も、定期的な面接により、子どもの意向や気持ちを汲み取るよう努めていき、措置変更等の際には子どもの意向や気持ちを尊重していく。
69	里親の説明会が小学生の時にあった。『里子』に良くないイメージが先にあると、その後どんなに里親の説明をしたとしても、イメージは消えないと思う。何も知らないうちに説明会をするとういと思う。(※)	区の児童相談所として、里親家庭で暮らす子どものことや里親家庭のことについて地域に知ってもらうということがとても重要だと思っている。学校等、地域の色々な場で里親についての説明を行い里親について理解してもらう機会を増やしていく。その点が明確になるように記載を追記する。
具体的な取組		
(1) 包括的な里親等支援体制の整備		
70	里親フォスタリングの準備状況を教えてほしい。	広報活動やスキルアップ研修等に加えて、里親希望者のインテーク面接、認定前・更新時等の法定の研修や、里親子のマッチング支援等もトータルに委託するいわゆるフォスタリング事業の実施を準備している。来年度から事業実施予定である。
71	里親制度については関心を持っているが、経済的なことや、実子への配慮などが心配である。	里親手当のほか、子どもにかかる経費について行政が負担する制度となっている。実子の声を聴き、サポートするしくみも整えている。児童相談所や里親をサポートする機関で相談を受け付けているので、今すぐに申請ということでもなくとも気軽に連絡してほしい。
72	フォスタリング機関を入れていても、なかなか里親が増えていかない。減ることも考えなきゃいけない。	里親登録を増やしていくことに加えて、地域特性を踏まえて里親家庭を丁寧にフォローすることをバランス良く実施していく。
73	里親支援センターではフォスタリング機関よりも(職員の配置)基準が落ちるので、フォスタリング機関の支援水準と同程度維持できるようにしてほしい。	まずは令和7年度から開始するフォスタリング機関による里親支援の状況を踏まえて、今後の支援体制を検討していく。
74	委託率を高めるとどうしても不調や里親から子を保護することが増える、不調の事例検討をして要素を抽出して備えた予防、研修などでも話したりしながら支援体制の中で不調を防止する計画を立てないと、子を二重三重に苦しめることになる。その後の里親のケアをしないと、辞めてしまうと思う。他の自治体でやっていることなどの情報を得て、里親が子どもを手放した後のケア、振り返りを丁寧にやってほしい。	不調ができるだけ起きないような里親支援やケースワークの在り方について、フォスタリング機関とも連携しながら考えていく。他自治体との連携や情報共有を行いながら各自自治体の事例を把握し区としての対応に活かしていく。

NO	意見の概要	区の方考
第7章 社会的養護のもとで育つ子どもの自立支援		
1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握		
現状と課題		
75	児童相談所の相談に繋がらなかった若者が対象として記載されていない。そこも支援の対象としてカバーできるようにしてほしい。	33ページにこれまで公的支援につながらなかった者等についても「社会的養護経験者等」と記載し、支援の対象としている。
2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組		
方向性		
76	社会的養護経験者等の自立支援については、地域では対象者が把握できない。支援を受ける側にも、支援者側にも認知度を上げてほしい。SNS等を活用できるとアクセスしやすいし、認知度も上がると思う。支援や相談につながる場が多くあった方がよい。	関係者等への周知、情報交換や子ども・若者支援地域協議会を活用したネットワーク研修などを実施する。また、若者に情報が届くよう、様々な場所への広報物の設置、SNSを活用した周知活動を行う。
77	社会的養護経験者等が必要な時にしっかりと支援に繋がれる体制が必要。意識していないと、受け身でサービスだけを受ける形になる。主体的に生活をしていくんだという部分を振り返りながら支援を行う必要がある。	社会的養護経験者等が、安定して自立した生活をする事ができるよう、本人と一緒に支援計画の作成や振り返り等によりサポートしていく。
78	社会的養護経験者等が話しやすい相談先のみで思いを話して、支援機関に気持ちを伝えられず関係が混乱しているケースがある。早めに子どもへ制度の概要や、様々な場面を想定したサポートのしくみを説明していく必要がある。	社会的養護自立支援にかかる相談・支援の制度については様々なものがある。早い段階で子どもへわかりやすく説明し、個々の状況に応じた支援を行い、将来的な自立へつながるようサポートしていく。
79	進学の手続きの中で出てくる困り感を支えてもらいたい。進学までの短い時間の中で進めていかないといけない中で、保証人を立てなければいけないケースもある。進学・自立するにあたってのハードルの高さに対して支援が必要である。	個々の状況に応じて 中学校入学以降など早い段階から、将来の自立を見据え、早期に自立に向けた話し合いや支援を実施する。
80	児童養護施設等退所後のアフターケアも一緒にいて心地いいと思わないと相談しない。顔が見える関係性じゃないと相談しない。支援者同士も互いの良さ・強みを共有して一緒に考えていく必要がある。	施設入所又は里親委託中から、社会的養護経験者が支援者等と面識を持つ機会を確保することや、本人を中心に支援者同士が繋がり自立に向けた話し合いや支援を実施する。
81	児童養護施設等退所後の自立を考えるにおいて、それまでの児童養護施設等での生活のルールが厳しいのは生きづらい。お金に関しては貯金も大事だが、使って成功や失敗をして学ぶことも多い。児童養護施設等を退所してから失敗して困らないように経験を積み重ねることも大事である。(※)	金銭管理、社会保険や契約手続き等、自立生活において必要となる知識・経験の獲得を図るため、学びや交流の機会等の実施により支援を行う。
第8章 児童相談所の安定的で質の高い支援の実現に向けた取組		
現状と課題		
82	ニュースを見ていると、子どもに熱湯をかけるなど信じられない虐待をする親がいる。子どもが大けがをしたり、亡くなってしまったりしてから児相が対応しても遅い。親に会えないから等の理由で簡単に介入を諦めていたら、対応は後手に回る。迅速な対応を望みたいと思う。	児童相談所では、児童虐待対応について夜間休日を含めて24時間365日迅速に対応できる体制を整えている。また、日頃から警察との連携や情報共有を密に行っており、必要があれば立入調査や臨検捜索も辞さない。今後も迅速な対応に努めていく。

NO	意見の概要	区の考え方
具体的な取組		
1 人材育成の更なる充実		
83	将来的な相談件数が2,400件程度と想定されている。これらをどのような体制で対応していくのか。各家庭がサービスの種類などを把握して自ら対応することは難しい。児童相談所における体制をどのように確保されるのか、研修等人材育成プランをどのように考えておられるのか伺いたい。	今後もケース数の増加に応じて必要な人数の専門職を配置し、子どもや家族からの相談に適時適切に対応できる体制を構築していく。援助方針を策定する際には、管理職や各専門職のスーパーバイザーを含めて多角的な検討を行い、適宜弁護士や専門医の助言も得た上で、組織として決定する。人材育成に関しては、児童相談業務に関わる職員を対象とした人材育成・研修計画を策定し、これに基づき、特別区職員研修所で実施される法定研修の受講や外部機関による専門研修の受講を進めることで、職員の専門性向上に取り組んでいく。
84	児童相談所の職員の研修もポイントにすることが書いてあったが、その一つとして事例検討を入れていくことが望ましい。	児童相談所では、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員を対象とした研修において事例検討を取り入れているほか、所全体や関係機関も含めて実践を共有し学び合う場を設けている。今後もより良いものとするよう継続していく。
85	児童相談所の運営がある程度安定したら、児童福祉司、児童心理司など職員に派遣研修のような機会を設けてほしい。国内でも良いが、国外からも学ぶことを視野に入れてほしい。質の向上につながると思う。	児童相談所では、国内外を問わず、最新の知見や手法、優れた取組（実践）から学び、専門性を高める努力を継続していくため、研修等を受講できる環境を整備してきた。法改正や制度変更により、児童相談所職員には今後益々幅広く高度な専門性が求められる。今後も必要な予算を確保し、質の向上につなげていく。
86	児童相談所や施設に関しては、悪い意見や要望ばかりが多いが、今うまくいっていることや良い部分について発信していても良いのではないかと。	児童相談所や施設、里親などの新しい取組や良い実践についても、積極的に発信していく。
3 より良い支援、より良い住民サービスの実現に向けた基盤整備		
87	両親の喧嘩が嫌だと思ふ時がある。祖父母に相談するけど、父親はいうことを聞かない。もっとちゃんと怒ってくれるといい。（※）	両親の喧嘩が嫌だと思ふのは当然のことであるので、児童相談所は、その影響を含めて、家族に理解し、改善してもらえるよう関わっていく。その際には、子ども本人の考えや気持ちも大切にしていく。
88	オンライン相談を推進してほしい。	児童相談所においては、継続した関係作りのために対面や家庭訪問での面接を基本としている。遠隔地に所在している場合などにオンライン面接は行っており、今後も相談者のニーズに合わせて対応を検討したい。
89	人材の充実面以外の部分をもっと書けた方がよい。ケースワークの質を保つためには、受け持ちケース数が一定の数で保たれているという部分を載せた方がよい。	39ページに記載のとおり、一人当たりの担当ケース数、サポート体制による分担の最適化、支援者支援の充実を図っていく。
90	人材確保や人材育成はどのように行っていくか。他の自治体では職員の疲弊やメンタル不調が多く出ている。職員のバックアップ体制を書いてもよい。	39ページに記載のとおり、人材確保については、経験者採用、任期付採用、会計年度任用職員の制度を活用するほか、福祉系部署との人事ローテーションを進め、地域に即した専門人材の確保・育成に取り組んでいく。同時に、特別区職員研修所や周辺区とも協力しながら、専門研修の更なる充実を図っていく。メンタルヘルス対策を含め、職員の心身の負担軽減も重要と考えており、悉皆カウンセリングの継続実施に加え、専門医や弁護士を含めた職員のサポート体制の強化、支援者支援の充実、DXによる業務負担の軽減等にも取り組んでいるところである。
91	大人と話をする時、学校の先生や児童館の職員、区役所の職員のような、安心できてみんなが普段から知っている人には話しやすい。自分たちと年齢が近い大人だと話しやすい。初対面の人には話しにくい。児童相談所の大人は堅苦しい印象だったので、対等な立場、同級生と話すような感じで接してほしい。児童相談所の職員が小学校に挨拶に行くなど、普段から顔見知りになるといい。（※）	子どもにとって児童相談所がより身近な存在となるような工夫を検討していく。その点について記載を追記する。

NO	意見の概要	区の考え方
92	児童相談所が図書館等の施設と同じ場所にあるのは親しみやすい。区の児童相談所ができて、これまで大人が相談する機関だった児童相談所が、子ども自身からの相談を受けるケースが増えた。他自治体に比べて子どもからの相談ケースが多いのはすごいこと。子どもが相談しやすいという部分は重要。地域密着型という区の児童相談所の体制を大事にしてほしい。	児童相談所の立地や受付の環境整備等は、敷居が高くなく相談をしやすい児童相談所という部分を意識している。子どもも保護者も相談をしやすい児童相談所という部分を、今後も意識していく。
第9章 社会的養護を担う施設の環境整備		
方向性・取組		
93	グループホームも本園も生活単位（ユニット）の定員をできるだけ4人にしてほしい。それを計画できるようなバックアップを区の方でしてほしい。	42ページに記載のとおり、東京都と特別区で施設は広域利用をしているため、区独自としての記載はしていない。所管の施設に関しては、個別に必要な設備の整備等について相談に応じ、計画的に対応をしていく。
94	施設の小規模化の目的も家庭的な雰囲気だと思うけど厳しいのは家庭的とは言えないと思う。家庭的って結局なんだろうと思う。ずっと疑問。抽象的だと思う。家庭的って言われてピンとこない。	家庭的な養育環境とは、日常生活の中での特定の大人との個別的な関りをおして子どもの個々の状況や意向が尊重され、心身ともに健やかに育つことができる環境と考えている。今後も、子どもたちの意見や気持ちが尊重された生活が送れるよう、環境整備と運営支援を行っていく。

○ 意見の概要は、区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。また、個別性の高い意見については掲載を省略している。

○ 子ども、臨時委員からの意見については、意見の概要に(※)を表示している。

計画(素案)から計画(案)への主な変更点

項目	頁	主な変更点	別添1の 該当意見
第1章 社会的養育推進計画の基本的な考え方	—	なし	
第2章 当事者である子どもの権利擁護の取組	7	「方向性」の一番目の○「子どもへのわかりやすい説明」の前に「子どもが権利の主体であることや仕組みについての」を追記。	4
第3章 妊娠期からトータルな子ども・家庭支援体制の構築	13	・3つ目の○の「進行管理会議等」のあとに「(要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども・若者相談課が主催)」を挿入。 ・図に子ども・若者相談課が調整機関である旨を追記。	18
第4章 子どもの権利をまもる一時保護の取組	21	「1 一時保護の体制整備」の一つ目の○「物理的な空間づくりの工夫」の後に「及び、生活・学び・休息・娯楽の子どもにとって必要な物品の配備や」を追記。	27
第5章 子どものパーマネンシー保障の考え方に基づく支援	25	「1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築」の2つ目の○の「子どもの意向や状況を踏まえ」の前に「できる限り具体的な情報を伝えたうえで」を追記。	42、43、 45、46、 49
	26	「2 親子関係再構築に向けた取組」の1つ目の○の「地域等」を「地域の関係機関等」に記載を修正。	24
第6章 里親委託の推進に向けた取組	31 32	P31「方向性」1つ目の○、P32「(1)包括的な里親等支援体制の整備」の1つ目の○、「里親制度の普及」の前に「子どもを含めた地域への」を追記。	62、69
第7章 社会的養護のもとで育つ子どもの自立支援	—	なし	
第8章 児童相談所の安定的で質の高い支援の実現に向けた取組	39	「3 より良い支援、より良い住民サービスの実現に向けた基盤整備」に4つ目の○「また、児童相談所がより身近な存在として、地域の子どもや大人が相談し	91

項目	頁	主な変更点	別添1の 該当意見
		やすくなるよう、周知等の工夫を進めていきます。」を追記。	
第9章 社会的養護を担う施設の 環境整備	-	なし	